～児童扶養手当制度について～

4 手当の額

区　分	手当月額（児童1人のとき）	期　間
全部支給の方	月額42,290円	平成29年４月～
一部支給の方	月額42,280円～9,980円	

※児童が２人の場合は、上記金額に最大9,990円の加算、３人以上はさらに最大5,990円ずつ加算されます。また、一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

❶	現況届（全ての受給者）	毎年８月１日から８月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、８月以降の手当が受けられません。なお、２年間届け出をしないと資格がなくなります。
❷	受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
❸	額改定（増額）請求書	対象児童が増えたときに出します。
❹	額改定届（減額）	対象児童が減ったときに出します。
❺	受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
❻	変更届	同一市町又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときに出します。
❼	転出届	他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出しようとするときに出します。
❽	証書亡失届 証書再発行請求書	手当証書をなくした場合、また破損や汚れで使用できない場合に出します。
❾	支給停止関係（発生・消滅・変更）届	所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときに出します。
❿	一部支給停止適用事由届出書	該当者には通知しますので、期日までに出します。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。